



医療DX推進体制整備加算について

初診時

医療DX推進体制整備加算（月1回）

9点

1. オンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室等で閲覧又は活用できる体制を有しています。
4. 電子処方せん・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、現在調整中です。（経過措置）
5. マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声かけ、ポスター掲示を行なっています。
6. 医療DX推進の体制に関する事項および質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、活用して診療を行なっています。

※ マイナンバーカードの利用率に応じての点数の為、毎月の請求点数が変わる可能性があります。医療DXを通じた質の高い診療提供を目指しておりますので、ご理解のほど宜しくお願いいたします。